



子育て  
応援します

## 子どもの笑顔を守る ために児童虐待の 早期発見にご協力ください！

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

### 「しつけ」と称する体罰も 虐待です

虐待には、次の種類があります。

- ・身体的虐待(殴る、たたくなどの行為)
- ・性的虐待(子どもへの性的行為)
- ・ネグレクト(育児放棄など)
- ・心理的虐待(子どもの前での暴力・暴言など)

保護者に全く自覚がなくても虐待になる場合があります。

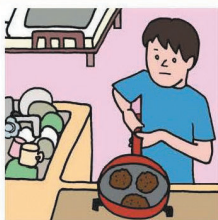
子どもの尊厳や権利を守るのは大人の役目です。子どもの話を聞いて、健康に成長できる環境を守りましょう。

### 児童虐待の早期発見・早期支援 にご協力ください

児童虐待やヤングケアラーなどを早期発見・支援するためには、地域で子どもを見守り、支える取り組みが大切です。児童虐待を発見したら、通告する義務

### ヤングケアラーを ご存知ですか？

子どもらしい暮らしができずに辛い思いをしている子ども、ヤングケアラーが社会的問題になっています。お困りごとは子育て支援課までご相談ください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

ヤングケアラーの例  
(引用：一般社団法人日本ケアラー連盟)

があります(児童福祉法第25条)。虐待?と疑いを持ったら、迷わずご連絡ください。

児童虐待への対応は、市(子ども発達支援センター)と児童相談所(飛騨子ども相談センター)が連携・協働しながら対応しています。児童虐待などで保護が必要な子どもに対し支援を行う、要保護児童等対策地域協議会(以下「要対協」)を設置しています。

要対協では、保護や支援を必要とする子どもや妊婦、障がい児の支援を行っています。

#### 通報先

○子ども発達支援センター(要対協事務局)

☎35-3179(平日)

☎32-3333(夜間、休日)

○飛騨子ども相談センター

☎32-0594

○全国共通ダイヤル

☎189(いちばやく)

○高山警察署 ☎110

### 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

児童一人当たり一律5万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、児童扶養手当受給者相または住民税非課税相当までに収入が落ち込んでいる子育て世帯に対し、助成します(すでに今年度の給付金を受給されている方を除く)。

※詳しくはお問い合わせください

問合せ 子育て支援課 ☎35-3140

### 児童扶養手当現況届の 受付が始まります

児童扶養手当とは、父子家庭や母子家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給するものです。

手当を受けるためには、申請する必要がある(所得制限あり)。

現在、手当を受給されている方には、「現況届」の案内をお送りしますので、8月31日(水)までに手続きをしてください。

問合せ 子育て支援課 ☎35-3140